横浜開港資料館「ロゴマーク」デザイン業務委託

プロポーザル募集要項

公益財団法人横浜市ふるさと歴史財団

1　事業の趣旨・目的

横浜開港資料館は、横浜開港100年を記念して編纂された「横浜市史」の収集資料を基礎として、昭和56年（1981）6月2日の開港記念日に開館しました。

当館は、安政元年（1854）に江戸幕府とアメリカのペリー提督が日米和親条約を締結した由緒ある場所に建っています。中庭にある「たまくすの木」は、ペリー来航当時からこの地で横浜の歴史を見続けてきた生き証人であり、横浜市の地域史跡に指定されています。また当館の旧館は昭和6年（1931）に建てられたイギリス総領事館（横浜市指定文化財）の建物を活用しています。

日米和親条約に続いて、安政5年（1858）に欧米5ヶ国とのあいだで修好通商条約が締結されると、安政6年（1859）6月、横浜（神奈川）が外国貿易のために開港しました。新しく整備された街には国内外から多くの人びとが移り住み、横浜は日本を代表する国際貿易都市として発展していきます。

横浜開港資料館は、この間の横浜の歴史を明らかにすることを目的に設立され、これまで40年にわたって、幕末から昭和初期にかけての横浜に関する歴史資料を収集・保存し、閲覧に供するとともに、調査研究の成果を展示・出版などのかたちで公開してきました。当館は、資料を通じて横浜のあゆみを次の世代に伝える「近代横浜の記憶装置」としての役割を担っています。

また令和3年度には、文化庁から「横浜開港資料館における文化観光拠点計画」の認定を受け、近隣の伝統的な観光地である山下公園・横浜中華街・元町商店街等の各エリアを訪問する拠点となるべく、さまざまな事業を展開しています。

こうした当館の事業内容をふまえて、より多くの来館者層に親しまれるアイコンとしてのロゴマークを募集します。横浜開港資料館のブランド価値を高め、コストパフォーマンスに優れた具体的な提案を期待しています。

2　業務概要

（1）　業務名　　横浜開港資料館ロゴマークデザイン業務委託
（2）　業務内容　　別紙「業務仕様書」のとおり
（3）　委託期間　　契約日から令和５年１月31日まで
（4）　契約上限金額　　金３００，０００円（消費税を含む）

3　参加資格要件等

プロポーザルに参加する者（以下、「提案者」という。）は、次に掲げる要件をすべて満たしていること。

（1）　地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しないこと。
（2）　民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てをした者であっては更生計画の認可がなされていない者、会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく再生手続開始の申立てをした者にあっては再生計画の認可がなされていない者でないこと。
（3）　博物館・美術館等の文化施設の広報印刷物に関するデザイン業務を受託した実績があること

が望ましい。

（４） 企画提案募集開始日から締切日までの期間に、国及び地方自治体の指名競争入札において指名停止措置を受けていないこと。

（５） 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「法」という。）第2条第2号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）に該当しないほか、次に掲げる者に該当しないこと。

ア 法第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）

イ 法人の役員若しくはその支店若しくは営業所を代表する者で役員以外の者が暴力団員である者又は暴力団員がその経営に関与している者

ウ 自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって暴力団の利用等をしている者

エ 暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与する等、直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与している者

オ 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者

カ 暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用している者

キ 暴力団及びアからカまでに定める者の依頼を受けて企画提案に参加しようとする者

（６） 公共の安全及び福祉を脅かすおそれのある団体又は公共の安全及び福祉を脅かす恐れのある団体に属する者に該当しないこと。

4 スケジュール（予定）

（１）	募集期間	令和４年11月25日(金)から12月25日(日)
（２）	質問の受付	令和４年11月25日(金)から12月9日(金)
（３）	質問に対する一斉回答	令和４年12月13日(火)17時頃
（４）	デザイン提案書等の提出	令和４年12月25日(日)17時まで
（５）	提案審査	令和５年1月11日(金)
（６）	選定結果通知	令和５年1月13日(金)12時以降

5 応募について

（１）募集期間

令和４年11月18日(金)から12月25日(金) （〆切日は17時必着）

（２）申込方法

「６ 応募書類」に定める提出書類を期間内に担当まで郵送すること。

6 応募書類

（１） 提案時の提出書類

ア デザイン案（１件の応募につき、業務仕様書に定める全ての制作パターンを網羅した案は、５案まで応募可能、その際はA社①案、②案･･･と明記すること）

イ デザイン説明書（文章・動画・PowerPoint等様式自由）

ウ 価格提案書（見積書）

（２） 提出方法

郵送等(書留郵便等、配達の記録が残るもの)により「15　担当」まで送付する。持参は不可。
封筒の表に「ロゴマークデザイン提案書等在中」と朱書きすること。

（3） 提出された書類の取扱い

ア　提出されたデザイン提案書等は、本プロポーザルにおける契約の相手方の候補者（以下、候補者」という。）の選定以外の目的では使用しない。

イ　提出のあったデザイン提案書等は、選考を行う作業に必要な範囲において、複製を行うことがある。

ウ　提出された応募書類は返却しない。

7　応募条件・権利に関すること

（1） 応募作品（デザイン案）について

ア　応募作品は、応募者自身のオリジナルであり、国内外で自作未発表のものに限る。

イ　応募にあたっては、必要に応じて、応募者自身で権利保護等の措置を講じること。

（2） 作品の権利について

ア　デザイン提案書等の著作権は、提案者に帰属する。また、最終的に選定された候補者と契約に至った作品の権利については、業務仕様書「6　ロゴマークに係る権利の取扱い」参照。

イ　デザイン案および提案書等で利用される画像・イラスト等が第三者の有する著作権・肖像権・商標権・意匠権などの権利を侵害するおそれのある場合は、応募者の責任において必要な許可を得た上で、応募すること。またそれらを使用した結果、生じた責任は提案者が負うこと。

8　質問書受付・回答

（1） 質問受付期間

令和4年11月25日(金)から12月9日(金)まで

「15　担当」まで電子メールにて提出する。様式は自由。

※受付期間以降に届いた質問及び郵便、持参、電話、ファックス、口頭による質問は受付けない。

（2） 質問に対する回答

令和4年12月13日(火)17時頃までに、（公財）横浜市ふるさと歴史財団ウェブサイト「お知らせ」ページ（http://www.yokohama-history.org/aboutus/news/ ）に掲載する。

9　応募書類の作成にあたって

（1） 作成書類（次のア～エ）

ア　ロゴマークデザイン案

業務仕様書に定める必要なパターンを必ず含めること。

イ　デザイン説明書（様式自由）

デザイン案について、デザインのコンセプトを文章、PowerPoint、動画等のいずれか最適な方法で説明すること（必ずしも紙媒体に限らない）。

ウ　価格提案書（A4版・様式自由）

デザイン案に基づき、価格提案書を作成すること。消費税を含めて記載すること。

エ　実績一覧（A4版・様式自由）

３の（３）に定める文化施設におけるロゴマーク等のデザイン業務を受託した実績を項目等を整理してわかりやすく示すこと。

（２） 提出部数等

ア　正本　1部

デザイン案、デザイン説明書および実績一覧は記名、価格提案書は記名・代表者印押印

イ　副本（審査用）　10部

いずれの書類も記名・押印は不要

10　提案審査

デザイン案及びデザイン説明書、価格提案書について、提案審査を実施する。

（１） 実施日時

令和５年1月11日(金)

（２） 実施場所

横浜開港資料館　（横浜市中区日本大通３）

（３） 提案者の参加

不要　（応募書類による審査のみ）

11　評価基準・方法等

（１） 評価方法

提出書類について、（２）評価基準に基づいて、評価委員会により評価する。（４）に該当した失格者を除いたもののうち、総合点が最も高い者を、候補者として選定する。審査は非公開とし選定内容についての質問や異議は一切受付けない。

（２） 評価基準及び配点

１．理解力	「１　事業の趣旨・目的」に照らし、施設の事業目的や歴史的背景などを適切に理解しているか。	20点
２．デザイン力	ロゴマークのみの使用時でも、横浜開港資料館の存在として認知されるアピール力をもったデザインとなっているか。	20点
３．親和性	業務仕様書に記載の使用想定や商品化などの場面において、他の情報や商品などとの親和性・調和力があるか。	20点
４．妥当性	応募要項および仕様書に示した内容について理解し、遺漏なく提案されているかどうか。	10点
５．提案力	応募作品について、デザインの意図などが適切に説明されているかどうか。	10点
６．実績	提案内容と同様のデザイン実績があるか。	10点
７．提案金額	提案内容について、妥当な経費が内訳とともに示されているかどうか。	10点

（３）評価対象と採点方法

評価対象は、応募書類全体とし、合計100点を満点とする。１者で複数の案を応募する場合は、個別のデザイン案を対象に採点し、採点はすべて5段階評価によるものとする。

（４） 参加者が１者である場合の取り扱い

プロポーザル参加者が１者１案のみの場合においても、審査の結果、評価点が総合計の70%以上の得点を獲得し、業務を適切に実施できると判断された場合には、当該参加者を候補者とする。

（５） その他

次に掲げる事項に該当する者は失格とする。

ア　提出した書類に虚偽の内容を記載した場合

イ　本募集要項に示した提出書類に関する条件に違反した場合

ウ　価格提案書の合計金額が契約上限金額を超える場合

エ　評価の公平性に影響を与える行為があった場合

オ　その他選定結果に影響を及ぼすおそれのある不正行為を行った場合

12　選定結果の公表及び通知

すべての提案者に対し、令和５年1月13日(金)12時以降（予定)に選定又は非選定の結果を発送する。また、令和５年1月18日(水)(予定)に、（公財）横浜市ふるさと歴史財団ウェブサイト「お知らせ」ページ（http://www.yokohama-history.org/aboutus/news/）ですべての選定結果（候補者の名称、総合点および選定理由）を公表する。

13　契約手続き

（１） 契約の締結

候補者と当財団との間で、委託内容、経費等について再度調整を行った上で協議が調った場合、契約を締結する。

（２） その他

選定された候補者が、特別な事情等により契約を締結しない場合は、その理由を記載した辞退届を提出すること。なお、この場合、次順位者を候補者とする。

14　その他

（１）応募書類の提出後に辞退する場合は、書面により届け出るものとする。

（２）価格提案書については、１者につき１提案に限る。

（３）応募書類を提出した後、差替、訂正、再提出をすることはできない。ただし、当財団から指示があった場合を除く。

（４）応募書類を提出した後、当財団が必要と認める場合は、追加書類の提出を求めることがある。

（５）応募書類書類の作成、提出に要する経費は、提案者の負担とする。

（６）応募書類書類等の作成に用いる言語、通貨及び単位は、日本語、日本円、日本の標準時及び計量法（平成4年法律第51号）に定める単位とする。

15　担当

〒231-0021 横浜市中区日本大通３

横浜開港資料館　新ロゴマーク担当（羽毛田）
t.haketa@yokohama-history.org
対応時間：９時～17時　ただし、休館日を除く